

幼保連携型認定こども園における寄附の取扱要領

1 目的

幼保連携型認定こども園 大和郡山カトリック幼稚園における寄附の取扱いについては、寄附者本人の自由意思に基づき行われるものでなければならないことはいうまでもないが、強要等の疑惑を招くことのないよう、その透明性を確保することにより、施設運営の適正化を図る。

2 寄附受入手続き

寄附を受け入れる際には、以下の手続きを行うこととする。

- ① 寄附者に『寄附申込書〔様式1〕』を記載させること。
- ② 寄附者に対し領収書を発行するとともに領収書の控えを保存すること。
- ③ 寄附申込書に記載された寄附目的により経理区分を決定すること。
- ④ 以上のことを『寄附金品台帳〔様式2〕』に記載すること。
(当該寄附金品台帳については、閲覧に供するよう努めること。ただし、個人情報については、プライバシーの保護に留意すること。)
- ⑤ 理事長（法人代表者）の承認を得ること（寄附申込書及び寄附金品台帳の理事長承認欄への押印）。

3 寄附者別の寄附受入れ判断基準

寄附者別の寄附受入れ可否の基準は以下のとおりとする。

(1) 利用者

上記2の手続きにより寄附を受け入れることができるものとする。

(2) 家族

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

(3) 利用前の利用希望者（家族を含む）

利用決定に疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないものとする。

(4) 保護者会

上記2の手続きと、次の条件を満たすことで寄附を受け入れることができるものとする。

- ア. 保護者会で意思決定されていること（総会等議事録、議案書等を添付させる）。
- イ. 寄附目的が明確なこと。
- ウ. 寄附のための特別の負担が会員個人にないこと。

(5) 取引業者

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

ただし、補助事業に関わる建設工事請負業者及び備品納入業者については、不当に資金の還流が行われているとの疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないものとする。

(6) その他の者

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。